

不要果樹の伐採を補助します

柿や栗等の果樹が適切に管理されずに放置されたままになると、餌を求めてクマ等が集落に出没するようになります。放置された不要果樹は、クマ等の出没を誘引するため、早期に伐採をすることが求められます。

庄内町では、野生鳥獣の市街地等への出没を防止・抑制し、被害防止を図るため不要果樹(※)の伐採とその処分に係る費用を補助します。

※不要果樹…収穫されずに放置された柿・栗などの果樹

●補助対象となる方

自治会又は個人

●補助金額

不要果樹の伐採及び処分に要する経費の2/3以内

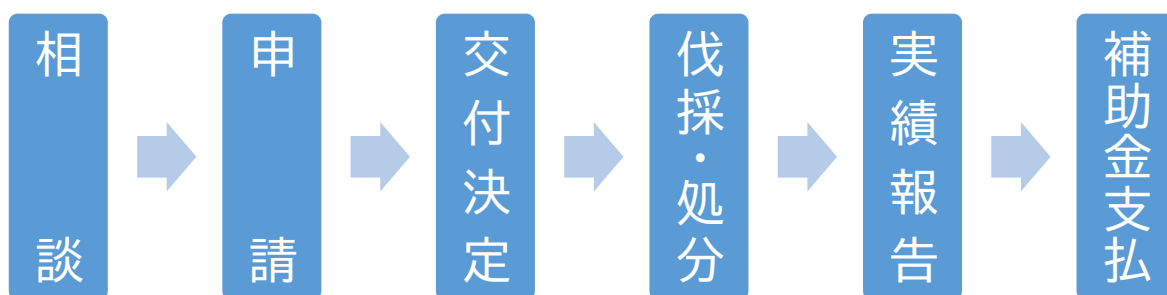
(1本につき上限40,000円)

●申請に必要な書類

- ①交付申請書及び事業計画書(環境衛生係の窓口にもご用意しております。)
- ②不要果樹の位置が分かる図(最寄りの住宅からの位置を確認します。)
- ③伐採前の果樹の現況写真(複数本ある場合はそれぞれの写真)
- ④見積書

【申請の流れ】

12/31 まで



●補助の要件

- ・伐採する果樹(柿や栗の木など)の所有者の合意があること
- ・最寄りの住家(自宅以外も可)から200m以内にあるもの
- ・耕作放棄地の果樹または出荷用として栽培されていた果樹でないもの
- ・補助金の交付決定日以降から12月31日までの期間内に伐採すること

●注意事項

- ・伐採後の申請はできません。
- ・予算に限りがあります。

<まずは申請前にご相談ください>

問合せ 庄内町環境防災課 環境衛生係

TEL 43-0254

鳥獣緩衝帯の整備を補助します

鳥獣が日常的に移動したり身を潜めたりする藪や雑木林、耕作放棄地などを計画的に整備し、見通しの良い状態にしておくことは、いわゆる「鳥獣緩衝帯」の形成につながります。こうした区域を確保することで、鳥獣が人里へ近づきにくい環境をつくり、農作物被害や生活圏への侵入を未然に防ぐ効果が期待されます。

庄内町では、今年度から自治会が実施する鳥獣緩衝帯の整備に係る経費を補助します。(補助金活用年度を含めて3年以上の維持管理をお願いします。)

●補助対象となる方

自治会

●補助金額

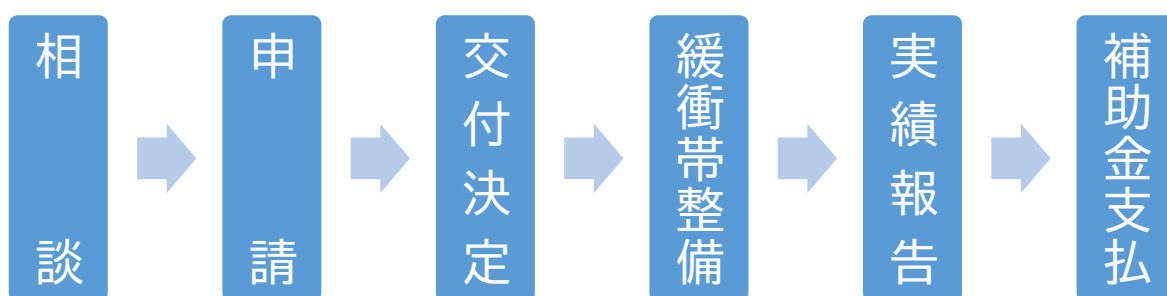
鳥獣緩衝帯の整備に要する経費相当額(上限150,000円)

●申請に必要な書類

- ①交付申請書及び事業計画書(環境衛生係の窓口にもご用意しております。)
- ②鳥獣緩衝帯を整備する箇所の位置が分かる図
- ③鳥獣緩衝帯整備前の現況写真

【申請の流れ】

12/31 まで



●補助の要件

- ・鳥獣緩衝帯整備に係る土地所有者の合意があること
- ・補助金の交付決定日以降から12月31日までの期間内に整備すること
- ・鳥獣緩衝帯整備後3年以上継続して維持管理を行うことができる体制があること

●注意事項

- ・整備後の申請はできません。
- ・予算に限りがあります。

<まずは申請前にご相談ください>

問合せ 庄内町環境防災課 環境衛生係 TEL 43-0254